

スポーツ幼児園 One Step 一時保育利用契約書

保育委託契約書（託児所利用契約書）

_____（以下、「保護者」といいます）と、スポーツ幼児園 One Step
（以下「保育所」といいます）は、を利用する幼児_____（以下、「幼児」といいます）の
保育について、以下のとおり契約を締結しました。

■ 第1条（契約の目的）

当保育所は、児童福祉法、保育所保育指針、認可外保育施設設置基準に従い、幼児が安心して生活できる
保育を提供し、保護者は、当保育所に対して幼児の保育に対する料金を支払います。

幼児の健やかな成長を支援するため、保護者による養育と当保育所での保育は互いに協力し合います。

■ 第2条（保育の場所）

保育の提供場所は、東京都江戸川区 4-12-19 第一大和ビル 2 階 スポーツ幼児園 One Step とします。

■ 第3条（保育サービスの内容）

- 1) 当保育所は、児童福祉法、保育所保育指針、認可外保育施設事業実施要項等に沿って、幼児に必要な保育
サービスを提供します。
- 2) 保育サービスの詳細は「入所のしおり（重要事項説明書）」に定めるとおりとします。

■ 第4条（利用前健康診断）

- 1) 当保育所を月極め契約等で希望する保護者は、当保育所の嘱託医より健康診断を受け、発行された
診断書を当託児所へ提出します。（なお、母子手帳のコピー・確認を以てこれにかえることもできます。）
- 2) 当保育所は、入所前健康診断（母子手帳）の結果について、特に確認が必要だと判断した内容については
嘱託医へ電話等で確認をします。

■ 第5条（申し込み手続き）

- 1) 当保育所の利用を希望者は、当保育所の利用に必要な書類を作成し、当保育所へ提出します。
- 2) 当保育所は、保護者が提出した書類等に不備がある場合は、保育所の利用を断ることができます。

■ 第6条（契約時間）

- 1) 当保育所の基本時間帯は、次の各号のとおりとします。
（ア） 月曜日～日曜日（祝祭日も含む）8:00～翌 7:00
- 2) 個別の契約時間は、保護者の申し出により随時変更を申し出ることができます。

■ 第7条（料金）

- 1) 保護者は、登園による保育サービスの対価として、料金表に定められた料金を支払うものとします。

■ 第8条（料金の支払い）

前項の料金は、原則として保育前に清算することとします。

■ 第9条

保護者は、次の各号に該当する場合、書面にて当託児所に通知することにより、この契約を解除することが
できます。

- 1) 当保育所は、閉所や休所などやむを得ない状況がある場合、保護者に対して必要な予告期間（原則として
3ヶ月間）において文書で明示し、口頭で説明したうえでこの契約を解除することができます。
- 2) 当保育所は、次の各号に該当する場合、書面にて保護者に通知することにより、この契約を解除するこ
とができます。

- 3) 保護者が本契約第9条に定める料金の支払いを遅延した場合で、催告期間(30日間)を経過しても支払いがない場合。
- 4) 保護者が当保育所の施設および当保育所の近隣地域、保育に従事する職員または他の利用者(幼児、保護者)に対して重大な背信行為を行った場合。

■第11条(秘密保持)

当保育所および当保育所に従事する職員は、本契約にもとづく業務におけるやり取りで知り得た、幼児・保護者およびその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はいたしません。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとします。

■第12条(緊急時の対応)

- 1) 当保育所は、保育中に園児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡を取るなどの必要な措置を講じます。
- 2) 保育中に幼児が怪我をした場合は、職員が保護者に対して説明を行うこととします。
- 3) 保育中に幼児が重大な事故、重篤な状況になった場合、保護者に早急にお迎えを要請するとともに、緊急対応に必要な関係各所(救急、行政等)にも連絡し、連携をして対処することとします。

■第13条(損害賠償)

当保育所は、保育サービスの提供に伴って、当保育所の責めに帰すべき事由により幼児の生命、身体、財産に損害を及ぼしたときは、当保育所が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

■第14条(相談・苦情の対応)

当保育所は、保育に対する相談、事業全般に係る要望、苦情に対して、当保育所の運営に関して合理的な範囲で、誠実かつ、迅速に対応します。

■第15条(裁判管轄)

この契約にあたり、やむを得ず訴訟を行う場合は、当託児所の所在地を管轄する裁判所を第一裁判所とします。本契約成立の証に、保護者は本書2通を当園に持参し、保護者、および当託児所が記名捺印の上、各々その1通を保有する。

年 月 日

保護者(母)

住 所 〒

氏 名 印

保護者(父)

住 所 〒

氏 名 印

施 設 名 スポーツ幼児園 One Step

住 所 東京都江戸川区平井4-12-19 第一大和ビル2階

代表者 代表 伴野 彰 印